

令和元年度

小牧市福祉有償運送運営協議会

(第1回)

日 時 令和元年8月21日(水)

14時00分から

場 所 小牧市役所 東庁舎 会議室2-3

第1回 小牧市福祉有償運送運営協議会 議事録

日時

令和元年8月21日（水）14時00分から15時30分

会場

小牧市役所 東庁舎 会議室2-3

出席委員

松浦秀則、谷 幸男、森 大樹（小川賢二委員代理）、川崎純夫、
村山 徹、松岡和宏、深堀真喜子、山田祥之（山下史守朗委員代理）

欠席委員

大野保弘、

事務局

長寿・障がい福祉課長、係長、主事

傍聴者

0名

配布資料

事前配布

- ・次第
- ・資料一覧
- ・小牧市ガイドライン申請書一覧
- ・資料1-1 福祉有償運送の登録等に係る協議書類

当日配布

- ・小牧市福祉有償運送運営協議会名簿
- ・小牧市福祉有償運送運営協議会条例
- ・小牧市福祉有償運送運営協議会運営要領
- ・国土交通省ガイドライン抜粋
- ・小牧市福祉有償運送運営協議会審査運用基準（小牧市ガイドライン）

- ・愛知県タクシー協会上限運賃表
- ・資料 1 - 1 福祉有償運送の登録等に係る協議書類差替（運送対価表）

会議の結果

- ・「特定非営利活動法人 生活支援サービス・ラポール」の登録について協議が整わず、再度協議を行うこととなった。

【事務局】 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

これより令和元年度第1回小牧市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

初めに、当運営委員会の委員として運営にご協力いただいております名古屋経済大学の柴田良一様のご退官に伴い、後任として村山徹様を委員として委嘱をいたしましたことをお伝えします。

また、同じく委員としてご協力をいただいております国土交通省中部運輸局愛知運輸支局の杉本忠久委員様が異動されたことに伴いまして、後任として小川賢二様に委嘱をさせていただきましたのでお願いします。

委員の皆様方のご紹介につきましては、お手元の名簿にてかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大野委員からご欠席の連絡をいただいております。なお、小川委員、山下市長につきましては委任状が提出され、本日の協議会につきましては、小川委員の代理として国土交通省中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査御担当の森様が、それから山下市長の代理として山田健康福祉部長が委員を務めていただきますのでよろしくお願いいたします。このため、本日の出席委員は8名でございます。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいたものといたしまして、次第が1枚、資料一覧が1枚、小牧市ガイドライン申請書一覧が1枚、福祉有償運送の登録等に係る協議書類になります。

本日お配りさせていただきましたものといたしまして、小牧市福祉有償運送運営協議会委員名簿、小牧市福祉有償運送運営協議会条例、同協議会の運営要領、国土交通省ガイドライン抜粋、小牧市福祉有償運送運営協議会審査運用基準（小牧市ガイドライン）、愛知県タクシー協会上限運賃表、申請者からの協議書類の差替書類としての運送対価表です。資料に不足等ありましたら事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

本会議につきましては、小牧市福祉有償運送運営協議会条例第6条第2項に定める委員の半数以上の出席を得ておりますので会議は成立いたしております。

また、本会議は小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定により個人に関する情報や法人その他団体に関する情報を除き公開とさせていただきます議事録につきましては、情報公開コーナー及び小牧市ホームページにて公開をさせていただきます。

なお、小牧市福祉有償運送運営協議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長の職務代理者につきましては平成29年度に開催いたしました本協議会におきまして、

谷幸男委員が指名をされております。

また、小牧市福祉有償運送運営協議会運営要領第4条第3項の規定に基づきまして協議会の議事が出席した委員の全員一致で決しない場合、会長があらかじめ指名した委員が協議会での意見を考慮して協議により決することにしておりますが、こちらにつきましても平成29年度開催の協議会におきまして松浦委員と深堀委員が指名されておりますので、よろしくお願いたします。

現在、当協議会の会長は空席となっておりますので会長が選出されますまでの間会長職務代理者の谷幸男委員に仮議長を務めていただきます。

次第1 小牧市福祉有償運送運営協議会会長の選出について

【谷会長職務代理者】 それでは初めに次第1 小牧市福祉有償運送運営協議会会長の選出についてを議題といたします。

会長の選出方法につきましては、小牧市福祉有償運送運営協議会条例第5条第1項により委員の互選により選出することになっております。委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【松岡委員】 指名推選でどうでしょうか。

【谷会長職務代理者】 ただいま松岡委員より指名推選というご提案がありました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」)

【谷会長職務代理者】 ご異議なしとのことでありますので、指名推選でお願いしたいと思います。どなたか推選をお願いします。

【松岡委員】 前回の会長も有識者代表の柴田会長にお願いしていただきましたので、村山委員はいかがでしょう。

【谷会長職務代理者】 ただいま松岡委員より村山徹委員をとのご推薦がありましたが、他にありませんか。

(「発言なし」)

【谷会長職務代理者】 ないようでありますので、村山徹委員を会長とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」)

【谷会長職務代理者】 異議なしですので、村山徹委員を会長とすることに決しました。これで仮議長の職を辞させていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは、村山会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【村山会長】 ただいまご紹介にあずかりました名古屋経済大学の村山徹と申しま

す。私自身この北尾張地域についてもまだまだ存じ上げないことが多いですが、一つ一つ勉強していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【谷会長職務代理者】 以後の議事進行につきましては、村山会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議事（１）登録を受けようとするNPO法人の審査「特定非営利活動法人 生活支援サービス・ラポール」

【村山会長】 それでは、次第２ 議事(1)登録を受けようとするNPO法人の審査に入らせていただきます。

本日は特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールに係る協議を行います。

本日の議事スケジュールですが、まず事務局から概要を説明させていただきます。その後、事業者に入室いただいて15分程度で事業概要と申請理由について説明をしていただき、委員より登録申請に係る資料について質疑の時間をとります。その後、事業者には退席していただいて審議を行います。

それでは、事業者からの説明の前に協議依頼の概要について及び審査に際しての資料の説明を事務局よりお願いします。

【事務局】 まず審査に際しての資料のご説明をさせていただきます。

小牧市では、小牧市福祉有償運送運営協議会条例において、運営協議会に関する事項を定めております。それと同時に小牧市福祉有償運送運営協議会審査運用基準（小牧市ガイドライン）にて細かな事項について定めております。

ガイドラインの具体的な内容をご説明させていただきます。

1におきましては、登録更新等を受けようとする法人が提出する書類について定めております。本日の資料の1-1がこれに当たります。

2は運送主体、即ち登録を受けようとする法人の種別を定めております。特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールはNPO法人であります。法人の設立は令和元年7月であり、設立後1年を経過しておりませんが、2019年度及び2020年度における財源の確保が見込まれておりますので申請を受け付けるものです。

3は、運送の対象を定めております。福祉有償運送では運送する対象者が限定されており、どなたでも利用できるものではありません。事前に法人の会員として登録した介護保険法による要支援者、要介護者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者や身体障害者福祉法による身体障害者等が対象となります。

4は運送の形態等を、5におきましては使用する車両を定めております。特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールは、寝台車などを備えた福祉車両ではなく、セダン型車両での申請となっております。

6は、運転者に関することを定めております。運転者は二種免許を有することを基本としており、二種免許を有さない場合は研修等を受講し能力や知識を有するものとしており、特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールは研修を受講し一種免許での申請となっております。

7は、損害賠償措置について定めております。運送車両に付与、加入する自動車保険に関する事項になります。

8は、運送の対価に関することを定めております。この定めでは、小牧市内における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に対価を設定することとしています。

9は、管理運営体制について定めております。

10は、法令の遵守について定めております。福祉有償運送を行う法人は、道路運送法のみではなく事業の性質から福祉関係法令についても遵守するよう定めております。

11は、運営協議会に報告を求める事項についてです。本日は新たに登録を受けようとするものであり、報告事項はございません。

12は、申請手続についてです。本日開催させていただいている協議会の開催及びその後の結果通知の流れを定めております。

このガイドラインに沿って小牧市における福祉有償運送の審査等は行っていくこととなります。本日のみならず今後におきましても重要なものでありますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【村山会長】 それでは、特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールに入室いただきますので、よろしく願いいたします。

(特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール 入室)

【村山会長】 それでは、事業概要と申請理由について特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールよりご説明をお願いいたします。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 よろしく願いいたします。お話しさせていただく順序としましては、私の自己紹介と今日に至るまでの経緯、福祉有償運送事業を行う目的、NPO法人生活支援サービス・ラポールの概要と経営計画についてと考えておりますがよろしいでしょうか。

【村山会長】 よろしく願いいたします。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 それでは、まず簡単に自己

紹介と本日に至りました経緯を申し上げます。

今年の6月20日付で愛知県より特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールの設立認証をいただきました。この「ラポール」という言葉は、ポルトガル語でお互いの信頼関係を意味する言葉です。

私は桃花台に昭和56年より住んでおり、この4年間は区長を務めさせていただいております。年齢は68歳です。4年前に会社生活を卒業しましたが、現役時代より20年間ボランティア活動を続けています。

ボランティア活動の内容としては、災害ボランティアとして福島県の南相馬市で復興支援のボランティア活動を4年間行いました。また平成23年10月1日にボランティア団体を立ち上げ、高齢者や障害のある方々の日常生活の困り事のお手伝いとして草取りや庭木の伐採、家具の移動、ごみ屋敷の掃除などを行い、この8年間で350件以上の活動に関わらせていただいております。

それから4年程前から高齢者や障害のある方の集うサロンの設立や運営にも携わっており、最近では認知症カフェの設立及び運営に携わらせていただいております。さらに小牧市東部の桃花台地域の諸問題について考えて、何か実践をしていこうという会にも関わっております。

これらの活動を通して、高齢者や障害のある方の様々な困りごとを見てきましたが、市や社会福祉協議会の職員のマンパワーや各種助成制度では対応しきれない部分があると感じています。また、私達もボランティア活動だけでは限界があると考えたためNPO法人の設立及び福祉有償運送事業を思い立ちました。NPO法人のメンバーは先程お伝えした活動を一緒にやっただいていただいている方々です。

次に、NPO法人の設立と福祉有償運送を始めたいと思った動機についてです。

先程お話をさせていただいた認知症カフェの活動で送迎を行っていますが、その中で通院や買い物等の外出の困難さで困っているというお話を沢山聞きました。福祉の分野では、できるだけ住みなれた地域で将来暮らすことが大事だと言われていますが、外出できないということはそこ地域で暮らしていけないということで、元気な人が何かを考えないといけないと思い、福祉有償を始めたいと思いました。

最後に、NPO法人の概要と経営計画を申し上げます。

法人の目的は、高齢者や障害のある方に対して生活支援に関する事業を行うことです。住みなれた地域での生活に係る課題の改善や解決を図り、安全な暮らしの向上と支え合いの地域づくりの増進に寄与することを目的に定款を作成し、認証をいただきました。

事業内容は福祉有償運送事業、生活の困り事支援事業、医療・介護等に係る相談事業の3つです。

福祉有償運送事業につきましては、運転するための講習を受けたのは私1人ですが来年3月までに運転手が3人の体制になる予定です。

生活の困り事支援事業は、ボランティア活動で8年間継続していますのである程度のノウハウは持っていると思っております。

医療・介護等に係る相談事業は、来年の4月よりケアマネとして経験豊富なベテランの資格者が本格的に活動に加わり令和2年度以降は事業に取り組めると考えています。

法人として事業を長く存続及び発展させるために今年の4月に経営計画を立てました。計画を立てた時点ではかなり経営的には厳しく見まして、寄付金を頼りにするような計画になってしまいました。

その後、特に福祉有償運送について色々と学びながら手続をしてきましたが、この半年間で私どもが主な事業エリアとして考えている旧篠岡村、桃花台とその周辺にかなりの変化が出てきました。まず、アピタ桃花台店の閉鎖です。アピタ桃花台店が工事のために今年の11月まで3ヶ月間閉鎖し、買い物難民が既に出てきていて、周囲に困っている方が大勢います。また先程申し上げたボランティア活動を通して地域のケアマネさんと付き合いがありますが、そういった方との話の中で本来ならケアプランのインフォーマルサービスとして受けざるを得ない程大勢の困っている方がいるという情報をいただきました。私は利用者の増加のために積極的に宣伝をする予定はありませんでしたが、周囲の方から情報をいただき会員の増加が恐らく見込めると思います。

経営計画について当初は寄付金頼りでありましたが、会員の増加の他にも助成金等の申込みしていきたいと思っておりますので来年の下期以降の月次決算はプラスになるという見込みを改めて立てております。

それから地域の支援であります。特別養護老人ホームなど様々な施設に行き来をさせていただいており、NPO法人の第1回目の地域貢献活動として、愛厚ホーム小牧苑様の食堂をお借りして月に1度認知症カフェを開くことになりました。スタッフの方などが20名程で、利用者が40名程集まっています。近くの障がい者相談支援事業所やケアハウスなどの施設の方々からも申し込みをいただいております、ニーズに近い方々にかなり近いところで様々な情報をいただいたり、提供させていただいたり、話し合いができるという環境をこの半年間でかなりつくることができました。

しかしながら、私は68歳であり後継者づくりがもう1つの大きな4本目の大事なミッションであるということも仲間と認識しており、大きな取り組むべき課題と捉えた上で、まずは福祉有償運送事業についてガイドラインを遵守しながら活動をスタートさせたいと希望しているところです。

色々とお申し上げしましたが、本日までの経緯を皆様にご説明させていただきました。ありがとうございます。

【村山会長】 それでは、登録申請に係る資料等、申請者様の方からの説明等について、ご質問があればよろしくお願いたします。

【森（小川委員代理）】 2点ありまして、まず1点目が運転記録証明書を拝見しますと、平成30年に運転手であり申請者様が携帯電話使用で行政処分を受けています。これからは利用者を運送されますので、緑ナンバーではありませんが人を乗せるということで、プロの運転手という意識を持って運転していただくようお願いいたします。

もう1点が運送の対価以外の対価ですが、介助料、車椅子での介助料、付添料、等のその他の料金は具体的にどのような料金なのか説明していただいでよろしいですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 介助料については玄関から階段を降りて車に乗るということは現在ボランティアでも行っていますが、家族の方等から何かこういうことを注意してくださいというような特別なことがあれば、この介助料を適用しようと考えています。

車椅子での介助料については、使い慣れた車椅子と一緒に車に積んで介助して乗って、到着してから目的地の中に入るまでは車椅子で送ることが必要な場合、この料金をいただきます

【森（小川委員代理）】 付添料というのはどういったものですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 例えば認知症でお1人暮らしの方が病院で検査を受ける場合の付添いや、病院以外の付添い、家族の方等から依頼があった場合で医師の許可があれば、診察と一緒に聞き内容をご家族にお伝える、といったことを想定しています。ただし医師が中々承諾しないと専門部署の方より聞いておりますので、この件につきましては社会福祉士などの専門職が担うことになると考えております。

【森（小川委員代理）】 介助料は利用者全員ではなく、本当に必要な場合のみ発生するということですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 そうです。

【森（小川委員代理）】 分かりました。ありがとうございます。

【山田（山下委員代理）】 1点、今の関係でよろしいですか。例えば車椅子を利用する方がスーパーへ行き買い物も一緒にした場合、付添料や車椅子での介助料を運賃に併せて負担をすることになりますか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 料金表は順守するものと指

導を受けているのでそうなると考えています。

【深堀委員】 車椅子を使ってお迎えに行き、買い物を30分した場合の料金はいくらになりますか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 例えば篠岡の方がアピタまで行った場合の距離を測りましたが、2キロ未満です。まず運送の対価が300円、お迎え料金が100円です。車椅子で介助が500円になります。20分買い物に付き添いと400円になります。帰りがまた300円かかり、1,600円になります。

【深堀委員】 タクシーのほうが安いかもしれない。

【山田（山下委員代理）】 タクシーだと介助料等は入っていないですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 篠岡にお住まいの方でタクシーを使っている方に話を聞くと、タクシーを利用してアピタへ行った場合、車椅子を利用していないのに1,600円以上かかります。市民病院に行くのに片道3,100円かかります。

【山田（山下委員代理）】 お1人で運転される場合、1日あたり何件の利用者対応ができますか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 午前には病院への通院、夕方は買い物の想定で、午前、午後それぞれ3件で1日6件位はできると考えています。そして救急車を呼ぶ、狭い道に車を駐車する場合もあるので、アクシデントがあった時の対応のためにできるだけ助手をつけたいと考えています。

【松浦委員】 福祉有償運送は、タクシーの概ね半分の値段での運行が認められると思いますが、先程言われた1,400円とか1,600円だとかの金額でタクシーと同じ位の金額ならば、福祉有償運送の該当となるのは難しいのではないですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 基本的にはタクシー料金の半分以上請求しないというのは順守し、費用を抑えています。その他の料金設定については、初めは知りませんでした。他の福祉有償運送事業を行う事業者には設定されており、他の法人の価格を参考に少しずつ安く設定しました。

【松浦委員】 他の福祉有償運送でもタクシーの2分の1位であるかもっと安いことが多いような気がします。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 ではもう一度勉強してみます。

【松浦委員】 タクシー事業者としては、二種免許の取得や車の点検や監査など様々な制約を受けながら事業を展開しています。白ナンバーでこのような値段設定ができるなら我々もやりたいなと思ってしまいます。今の法制度の中では福祉有償運送という例外的な形で実施するならば概ね2分の1以下の価格設定となっているので、タクシー料金より少し安くしただけでは問題だと思います。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 運送の対価以外の対価について迎車料金は自分自身納得しましたが、その他の料金は実際どうか分からない部分がありますので、反対にアドバイスをいただきたいぐらいです。

【松浦委員】 資料として料金を設定しているのに、それを実際に利用者からいただくか分からないと言われると、それはいかななものですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 それは良くないですね。

【松浦委員】 資料を提出した以上、その通り運行するという事なので適切に料金をもらわないといけませんよね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 そうですね。

【松浦委員】 この料金表を見ると、待機や援助などタクシーの場合はサービスの範囲内で行い、お客様から料金をいただけないものが沢山含まれているように思います。タクシーの場合お客様に触ってはいけないという指導を受けているので手を出せない部分もあるのですが、この料金設定の部分が気になります。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 介助を利用される方が多いとは想定していませんが、認知症カフェの送迎の中でお願いをされる方もいて、近い状態の方は大勢知っています。小牧市福祉有償運送運営協議会の過去の議事録を読む中で決めたことは順守し、理由があって変更する場合は届出をして協議会の判断を伺わないといけなかったとありましたので、他の福祉有償運送を行う幾つかの事業所を参考に料金を設定しました。運営協議会の議事録を読む中では恐らく非常に高い価格が何故か認められているか分かりませんが、あいち移動ネットの講習を受講した際に当事者に話を聞きましたが、基本的には値打ちなところを探したつもりです。

【松岡委員】 市のガイドラインを見ると、運賃と別建てになっている介助料については、運賃から除外できると書いてあるので通常のタクシー料金の2分の1というのは、あくまでこの移送料金の部分であって、介助料を含めて議論するとガイドライン以外のことを議論することにならないですか。

【松浦委員】 事業者の立場で考えると、運送の対価以外でお金を収受すればどうにでもなると思ってしまいますが、その点についてガイドラインはどうなのですか。

【森（小川委員代理）】 国土交通省の通達でも、タクシーの上限運賃の2分の1というのは運送の対価に対しての目安であって運送の対価以外の対価を含めたものではないので、運送の対価が2分の1であれば良いと思います。ただ運送の対価以外の対価を定めてもらう理由としては、運送の対価を安くしてそこで取ってしまうと結果的に高くなり過ぎるところで出してもらっているものなので、高過ぎるのは問題なのかとは思っています。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 私も議事録を読んで、運賃を安くして他で補填することはだめだと学びました。対価の金額を考える際に色々な福祉法人を調べ、知り得る限り一番値打ちな金額を設定しました。

【森（小川委員代理）】 もう1件質問ですが、運送の対価以外の対価に待機料金が300円で20分となっていますがこれは1分でも超えると300円発生するのですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 そうです。実際にやってみないとどの位かかるかは分かりませんが、高齢者の方の買い物は目的が明確で20分で済まされる方が多いと想定しています。

【森（小川委員代理）】 待機料金というのは、迎えに行って待っている時間ではなく、こういった時に適用するのですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 例えばお店へ行き、買い物の間待っているというのを考えています。お客さんの玄関の前で待つ場合待機料金が発生するとは今のところ考えておりません。

【森（小川委員代理）】 現地での買い物などを想定しているのですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 はい。

【谷委員】 待機料金の件ですが、例えば迎えに行き準備ができていなくて待っている時間も入るわけですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 そういうことはしょっちゅうあるとは思いますが待機料金として想定していません。

【谷委員】 それは待機料金に入らないのですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 入れない予定です。

【谷委員】 買い物等に行って待っている時間だけですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 そうです。認知症カフェの場合でもピンポンを押して待つことは多々あり、それは当たり前だと思っていますのでメンバーにもその認識を徹底していきたいと思っています。

【谷委員】 それが含まれるとすごく高い金額になりますね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 相手の方が時間を厳密に守ることが難しいこともあると思っています。

【谷委員】 20分で300円は高いと思います。例えば30分にしてあとは増えていくのは仕方ないと思いますが。買い物に行った時に20分なんてあっという間ですから、もう少し長くした方が良いのではと思います。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 最初は私どものマンパワーが足りないのです。桃花台の中心にあるアピタ桃花台店からの距離を測ったら概ね2キロ以内なので、待機時間が長くなる場合は待機せずに一旦次の仕事に行き、お

迎えをすることになるかと思っています。

【谷委員】 別の人がされるということですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 どの位の買い物をされるか確認し、少しの間だったら待機と考えています。

【谷委員】 それならば待機料金は必要ないのではないかと思います。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 病院での待機があります。市民病院だと時間が想定できませんが、桃花台の中にある病院の場合私も通っているので時間が大体想定でき、概ね20分で終わります。

【谷委員】 少しゆとりを持ってやってもらった方が良いのではないと思いますが。

【村山会長】 どうですか。他にご質問等々ありませんでしょうか。もしご質問がないようでしたら、この後審議に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

(「発言なし」)

【村山会長】 それでは、質問等々に関してはこれで終了とさせていただきます。これより協議会としての審議に移らせていただきますので、特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールはここで退席という形をお願いいたします。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 ありがとうございます。

(特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール 退室)

【村山会長】 いかがでしょうか。

【川崎委員】 少し教えていただきたいのですが、対価についてタクシー2分の1が基本で運送の対価以外の対価を想定していなかったのですが、そういった料金設定は可能なのでしょうか。

【森（小川委員代理）】 基本的にはこうやって取られていることが多いです。金額はもちろん事業所により違いますが、実費の範囲でというところです。

【川崎委員】 でも必ずお迎えに行きますよね。

【森（小川委員代理）】 はい。

【川崎委員】 そうすると、必ず100円プラスされるということになるのですか。

【森（小川委員代理）】 これも法律で厳密に項目が決まっているわけではなく、運送の対価以外の対価が設定できるというところがあって、今回この事業者様は迎車料金を設定されている、そういったことだと思います。

【川崎委員】 介助等に当たってヘルパーの受け入れや資格が必要だとかは関係がないのですか。

【森（小川委員代理）】 介助に当たっては国土交通省として規定はないです。

【松岡委員】 事務局に聞きたいのですが、今出ている介助料等の運送以外の対価というのは他の運送事業者さんでは全くないのですか。

【事務局】 今までの中ではこうした設定をしたところはないと思っております。

【深堀委員】 今まではなく、今回資料をいただき驚きました。

【山田（山下委員代理）】 しかし、この利用については会員制なので利用者はこういうことを承知で登録されるということですよ。

【谷委員】 相当お金がかかりますね。

【松浦委員】 事業計画書に収支の記載があり、19年度は収益見込みが18万円で費用見積もりが40万円、20年度は35万円に対して73万円となっています。我々の場合こんな事業計画は全く通りません。運輸局には通らないし、我々は絶対出しません。出して問題ないならどんな書類でも出すことができるようになってしまいます。

【松岡委員】 活動予算を見ると寄付金が入っています。それで調整をとっているみたいなので、事業の継続性からするとどうかというのを聞こうと思っていましたが、需要の見込みが高くなっていて来年の下期以降は黒字展開にするということをご本人が言われので聞きませんでした。

【松浦委員】 それはその通りですね。しかし18万と40万では事業計画書としてはあり得ません。2年目に寄付金がもらえるのかももらえないのか、このような計画を通していいのかと疑問に思います。

【谷委員】 収益の18万というのは、どこから出てきた金額なのかが分からないのですよね。

【村山会長】 他に何かご意見等々ありますか。

【松岡委員】 もう1回事務局に聞きたいのですが、運送の対価以外の対価について市内では設定がないとのことですが先程申請者の方が他の事例を参考に作ったと言われましたが、例えば市外で福祉有償運送をやっている事業所で介助料などの対価を設定しているところと比較すると妥当な金額なのでしょうか。

【事務局】 すみません。市外の状況をこちらでも把握しきれておりません。

【深堀委員】 川崎委員は福祉有償運送事業をされていますが、いかがですか。

【川崎委員】 今は福祉有償運送事業をやっていないのです。

【森（小川委員代理）】 具体的な金額はこの場では出てきませんが、今まで何十社か見てきた中で、運送の対価以外の対価がないところを見たことがありません。金額が高いかどうかはまた別の話になりますが。

【川崎委員】 先程おっしゃった寄付金は何か当てがあるのですかね。

【事務局】 先程ご説明されました申請者の方が寄付をされるということです。

【松浦委員】 事業計画の費用見込みの40万円の内訳について、印刷製本費、会議

費、交通費用、賃借料などの事業にほとんど関係ない雑費しか入っていない、本来であれば旅客輸送事業者としては車両償却、燃料、オイル、修理、保険、税金などが大半を占めます。自家用車を使用しているから車両償却等は関係ないのかもしれませんが、我々の立場で見ると本来必要な経費が何も入っていないのに40万円というのが疑問です。

寄付金の話もありますが、費用見込みに合う収益見込みがなく燃料費から何から入っていないのに40万円も出すことを承諾するのは運営協議会としていかがなものでしょうか。もちろん今後、発展性があるって我々の感覚では承諾されないものがここでは承諾されるのかもしれませんが、今の資料の内容で承諾することは私としてはどうかと思います。そこまで簡単に承諾するのだったらこの会議の必要性が疑問な数字です。

【山田（山下委員代理）】 赤字がいつになったら解消するのか不明というのは成り立たないですね。

【松浦委員】 赤字を解消することを目指す我々事業者とは違う視点があるから何とも言えないですけどね。

【事務局】 運送に使用される車につきましては、先程の代表の方の車を使われるということで車の税金、保険は代表の方が全部負担されるということです。

【川崎委員】 この賃借料というのは何ですか。

（「事務所」の声あり）

【松浦委員】 収益見込みや費用見込みについて、もう少し考えて資料を作成する必要があると思います。

【谷委員】 車自体は個人名義のものなので、個人として保険料を払っていくのですよね。

【村山会長】 中々難しいと思いますが、いかがでしょう。私も1点事務局に教えていただきたいのですが、先程の話の中で寄付金で補填しつつ、事業増を今後見込むという話もありましたが、具体的に寄付金はどの程度のもので、見込みのようなものは計画の中に入っているのでしょうか。

【松浦委員】 計画書の中では、受取見込みで30万円、46万円と書いてありますが、これがどのように入り、どうなっていくのかですね。

【事務局】 こちらが聞いておりますのは、先程の申請者の方からこの事業を運営していくために必要な保険のようなものを寄付して運営していきたいと聞いております。

【村山会長】 自分で出されるということですね。

【松岡委員】 NPOなので、必ず黒字にしないといけないことはない、寄付

金で単年度の経費を賄うことは有りだと思います。ただ、事業の継続性を担保しようと思うといつまで寄付を続けるのかという話になりますから、黒字展開が必要になってくると思います。申請者の方は来年の下期には黒字展開するということを言われたので、資料の提出時と状況が変わり黒字に近づいているのかとは思いますが、それを言葉通り受け取るのかどうかは判断が難しいですよ。

【山田（山下委員代理）】 今年度下半期に事業を行う予定のようなので、実際の状況が分かれば多少なりとも根拠になると思いますが、また実施されていないので分からない部分もありますよね。

【谷委員】 市ではどのくらいの金額を助成するのですか。

【山田（山下委員代理）】 市の助成は、現時点では予定していません。

【谷委員】 今後も予定はないのですか。

【山田（山下委員代理）】 現時点では、助成の仕組みはありません。

【川崎委員】 先程の賃借料というのは車ではなく事務所の賃借料とのことですが、まずは事務所を借りずに自宅で事業を始めれば不要になると思いますが、事務所は必要なのですかね。

【深堀委員】 自宅から少し離れたところに事務所があるようです。

【川崎委員】 賃借料がなければ黒字なので、黒字になってから事務所を借りたら良いのにはと思いますよね。

【村山会長】 中々議論は尽きないかとは思いますが、時間もありますのでいかがでしょうか。

【松岡委員】 事務局に確認ですが、介助料等の料金が他の福祉有償運送の事業者と比較して妥当かも判断できず、不確定要素が非常に多い状況でこの場で結論を出すのは難しいと思うので、不確定要素を詰めていただいて再度審査を行うことは可能でしょうか。

【事務局】 可能です。

【松岡委員】 収支についても懸念の声が委員の方から出ているので、その点を詰めていただき、また金額設定が妥当なのかも事務局の方で詰めていただいた上で判断したらどうかと思います。

【谷委員】 収入がないのに、支出ばかりかかっても困りますよね。

【松岡委員】 駄目だということはないと思いますが、継続性の担保がどうなのかを心配しています。見込みが上がっていると申請者の方が言っていたので、来年度以降は黒字見込みの書類を出していただければ納得できるとも思いますが、今のままの状況だとどうかと思います。

【事務局】 継続審査を行うことは可能です。

【村山会長】 では今回の案件に関して現時点での判断は難しいので、事務局から申請者の方に今回の意見を速やかに伝え、必要な書類の用意や書類を依頼していただき、改めて委員の皆様で再審議という形で進めるのはいかがでしょうか。

(「意義なし」)

【村山会長】 それでは、議事に関してはこれで終了とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(「発言なし」)

その他

【村山会長】 それでは、最後に次第3 その他に移らせていただきます。事務局側から連絡事項等があればよろしくお願いたします。

【事務局】 先程会長からご指示をいただきましたとおり今回の課題を整理し、申請者からも聞き取りを行い再度まとめたものを提出したいと思っております。皆様方には再度ご足労をお願いするかもしれませんが、よろしくお願いたします。

【松浦委員】 次回の審議がいつ位かという見込みはありますか。

【事務局】 これから申請者の方に聞き取りを行いますので、分析した上でと考えています。

【松浦委員】 10月から事業を行いたいとのことなのでどうかと思いましたが、また決まりましたら教えてください。

【村山会長】 よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして令和元年度第1回福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。